

## 令和3年度大阪府新型コロナウイルスワクチン職域接種体制整備支援事業補助金交付要領

### (趣旨)

第1条 大阪府（以下「府」という。）は、中小企業又は大学等（以下「中小企業等」という。）における新型コロナウイルスワクチンの職域接種（令和3年6月1日付け、厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡「新型コロナウイルスワクチンの職域接種の開始について」に規定する接種を指す。以下同じ。）の体制整備に要する費用の一部を支援することにより、新型コロナウイルスワクチンの効果的・効率的な接種を進めるため、予算の定めるところにより、大阪府新型コロナウイルスワクチン職域接種体制整備支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。その交付については、令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要項（令和3年7月27日厚生労働省医政発0727第16号、健発0727第4号、薬生発0727第6号）及び大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### (補助事業者)

第2条 この補助金の交付対象となる者（以下、「補助事業者」という。）は、会場に外部の医療機関が出張して実施する職域接種の実施に関して、以下のいずれかに該当する者のうち、大阪府知事（以下「知事」という。）が適当と認める者とする。

- (1) 府内に所在する商工会議所、総合型健保組合又は業界団体等複数の企業で構成される団体であって、複数の中小企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業を指す。以下同じ。）を対象とした職域接種を実施する者。
- (2) 文部科学省が別に定める地域貢献の基準を満たす府内に所在する大学、短期大学、高等専門学校又は専門学校（以下「大学等」という。）であって、所属の学生も対象とした職域接種を実施する者。

### (補助対象及び交付金額)

第3条 補助金交付の対象となる経費及びその交付額は、別表に定める基準により算出した額とする。

### (補助金の交付の申請及び実績の報告)

第4条 補助事業者は、補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を、知事の定める日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 要件確認申立書（様式第2号）
- (2) 暴力団等審査情報（様式第3号）
- (3) 口座振替依頼書（様式第4号）
- (4) 新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業における職域接種の実績報告書（様式第5号）
- (5) その他知事が必要と認める書類

### (電子情報処理組織の使用)

第5条 規則第4条に掲げる補助金の申請、届出又は報告（以下「申請等」という。）は、その規定にかかわらず、電子情報処理組織（知事の使用に係る電子計算機と当該申請又は届出を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。また、その申請等は、申請書、様式第2号～第5号により行われたものとみなして、この要領の規定を適用する。

2 前項の規定により行われた申請等は、同項の知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされたときに知事に到達したものとみなす。

### (補助金の交付の決定及び額の確定並びに通知)

第6条 知事は、補助事業者から第4条第1項の申請書の提出があったときは、規則第5条の規定により

補助金の交付の決定をするとともに、規則第13条の規定により補助金の額の確定をするものとする。

- 2 知事は、補助金の交付の決定及び額の確定をしたときは、補助事業者に決定の内容及び額の確定について通知するものとする。

#### (補助の条件)

第7条 規則第6条第2項の規定により、附する条件は次のとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費として、交付を受けた補助金をその交付の目的に反して使用してはならない。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上の機械及び器具については、第13条に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (3) 知事の承認を受けて前号に定める財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を府に納付させることがある。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (5) 補助事業者に対し、補助事業に関し、必要な検査をすることがある。
- (6) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合は、(様式第8号)により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は支社、支所)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売り上げ割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の全部又は一部を府に納付させることがある。

- 2 規則第6条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更は、経費の20%以内の変更とする。
- 3 規則第6条第1項第2号の規定による知事の定める軽微な変更は、経費の20%以内の減額とする。
- 4 補助事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合においては、変更交付申請書(様式第6号)に関連書類を添付して、知事の承認を受けなければならない。

#### (補助申請の取下げ)

第8条 補助金の交付の申請の取下げをすることができる期間は、規則第7条の通知を受けた日から起算して10日以内に限り当該申請を取り下げることができる。

- 2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

#### (補助金の交付)

第9条 知事は、規則第13条の規定による補助金の額の確定後、当該補助金を交付する。

- 2 前項の規定による補助金の交付を受けようとするものは、速やかに補助金交付請求書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

#### (検査等)

第10条 知事は、補助事業の適正な執行を図るため、必要があると認めるときは、補助事業者に対して遂行状況の報告を求め、または帳簿書類等を検査することができる。

#### (交付決定の取り消し等)

第11条 知事は、次に掲げる事由に該当すると認める場合には、規則第5条に規定する補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、規則、本要領、補助金の交付決定の内容、これに附した条件に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を他の用途に使用した場合

- (3) 補助事業者が、補助金に関して不正、怠慢、虚偽その他不適當な行為を行った場合
  - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助金の全部又は一部が必要でなくなった場合
- 2 知事は、前項の取り消し又は変更を行った場合には、交付した補助金のうち当該取り消し又は変更に係る部分の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずるものとする。
- 3 知事は、第1項第1号から第3号までの事由に該当することを理由として交付決定を取り消し又は変更し、前項の規定による補助金の返還を命ずる場合には、補助事業者に対し、当該命令に係る補助金を補助事業者が受領した日から、当該命令により返還すべき補助金を補助事業者が納付するまでの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。
- 5 知事は、補助金の交付の決定を取り消し又は変更したときは、速やかにその旨を補助事業者に通知するものとする。

(他の補助金等との重複の禁止)

第12条 この補助事業により補助金の交付を受けた対象経費について、他の補助事業等から重複して補助金等の交付を受けてはならない。

(取得財産の処分制限)

第13条 規則第19条ただし書き並びに同条第4号の規定により知事が定める期間及び財産の種類は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）に準ずるものとする。

(書類の保存)

第14条 補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(補助事業に係る措置)

第15条 知事は、本事業を効果的に運営するため、補助事業者において実施する事業又は実施した事業について情報の提供を求めるとともに、効果検証のための実績調査等、必要な措置を講じるものとする。

(細則の設定)

第16条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和3年11月2日から施行し、令和3年6月1日から適用する。

## 補助金交付基準

大阪府新型コロナウイルスワクチン職域接種体制整備支援事業に伴う補助金交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(1) 次表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ないほうの額を選定する。

(2) (1)により選定された額と当該事業に要する事業費から寄付金その他の収入を控除した額とを比較して少ない方の額に第3欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
会場1か所当たりの職域接種の接種回数×1,000円	<p>接種会場の設置、運営に係る実費相当額のうち以下の経費 (ただし、令和3年6月1日から第4条に基づく申請書の提出時まで に支払いを完了したものに限り。また、「ワクチン接種体制確保補助金に 含まれるものを除く。)</p> <p>① 接種の実施体制の確保に必要な経費 例：中小企業等の体制確保、コールセンター 等</p> <p>② 集団接種など通常の予防接種での対応を超える対応に必要な経費 例：感染防止対策、会場借り上げ、会場設営・撤去費、会場の運 営(受付・誘導員等)、被接種者の送迎、接種者の交通費実 費 等</p> <p>③ 医療機関等との協働によりきめ細かい接種体制を構築するために 必要な経費 例：接種体制の構築のために必要となる医療機関や医療従事者に 対する支援に要する経費、接種実績の報告等に伴う医療機関 等におけるかかり増し経費 等</p> <p>④ その他、接種体制確保のために必要となる取組のうち、ワクチン 接種対策費負担金(令和3年6月23日付け、厚生労働省発健0623 第18号「令和3年度(令和2年度からの繰越分)新型コロナウイルス ワクチン接種対策費国庫負担金交付要綱」に規定する国庫負 担金)の対象とならない、又は、超える部分に係る経費</p> <p>【R30201事務連絡「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業(都道 府県実施・市町村実施)の上限額の考え方等について」2①～④に記載の 経費】</p>	10分の10